

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 30 号

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年岩手県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 電気事業における総最大出力は、<u>145,730</u>キロワットとし、発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="143 668 1084 868"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>最大出力</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>稲庭高原風力発電所</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	名 称	位 置	最大出力	[略]			稲庭高原風力発電所	[略]		<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 電気事業における総最大出力は、<u>145,791</u>キロワットとし、発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 668 2094 868"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>最大出力</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>稲庭高原風力発電所</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>北ノ又第三発電所</td><td>八幡平市</td><td>61キロワット</td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	名 称	位 置	最大出力	[略]			稲庭高原風力発電所	[略]		北ノ又第三発電所	八幡平市	61キロワット
名 称	位 置	最大出力																				
[略]																						
稲庭高原風力発電所	[略]																					
名 称	位 置	最大出力																				
[略]																						
稲庭高原風力発電所	[略]																					
北ノ又第三発電所	八幡平市	61キロワット																				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																						

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。